

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 26 年度第 3 四半期）

デリバティブ関係（金利・商品系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	26 年度(あ)第2号
申立ての概要	説明不十分で締結させられた金利スワップ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、B銀行から、当社が他行との間で締結していた融資契約について、B銀行での借換え融資を提案され、当該融資契約と一体のものとして、本件契約を勧誘された。 ・しかし、当社は他行との間でも借換への検討を行っており、B銀行との融資契約の実行日までは、融資契約及び本件契約の双方の取消しが可能であると認識していた。 ・その後、当社はB銀行ではなく他行から借換えを行うことを決定したため、融資実行日の前日に、B銀行に対し、融資契約と本件契約の取消しを申し出た。しかし、融資契約は取り消すことが可能であるが、本件契約については融資実行日の前日が契約締結日であり、その前日までが取消しできる期日であり、それを過ぎていないことから取消しはできないこと、さらに、今の時点で解約すると多額の解約清算金がかかることが判明した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社の借入状況を把握した上で、金利上昇リスクをヘッジする必要があると判断し、借換え融資及び本件契約を提案したところ、A社から導入の意向が示されたため、締結に至った。 ・当行担当者は、A社に対し、融資実行日の前日が本件契約の締結日であることを丁寧に説明しており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年8月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の実際の締結日について、A社が十分に理解できるだけの説明が尽くされたとはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	・平成 26 年 12 月 17 日付けで和解契約書を締結した。
--	----------------------------------

事案番号	26 年度(あ)第 16 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられた金利スワップ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、B銀行から、融資と同時に本件契約を勧誘された。その際、当社は、B銀行担当者から融資と本件契約が一体である旨の説明を受けたため、本件契約を締結しなければ融資が受けられないと判断し、やむを得ず本件契約の締結に至った。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、契約内容やリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の借入状況や金利変動リスクに係るヘッジニーズを確認した上で、本件契約を提案し、締結に至った。 ・当行が、融資と本件契約が一体である旨の説明をした事実はない。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について、事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年 9 月 1 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、融資と本件契約が一体であるとA社に誤認させるような勧誘が行われた可能性が否定できないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年 11 月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	26 年度(あ)第 19 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた商品デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した商品デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、本件契約のヘッジ対象とされる商材を仕入れていたが、仕入商材に係る価格変動リスクを販売価格に転嫁することが可能であったため、当社にはリスク

	<p>ヘッジニーズはなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社からの聴取により、A社が取り扱う商材の仕入価格に係る変動リスクを販売価格に転嫁することが困難であり、価格変動リスクヘッジニーズがあることを確認した上で、本件契約を提案し、締結に至った。 ・当行担当者は、A社から仕入単価表等の客観的資料を徴求し、取引相場との関連性の検証を行っている。 ・当行は、A社の業況等を勘案すると、本件契約の契約期間が長期に過ぎることは認める。 ・当行担当者は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年8月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の事業状況を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年11月29日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	26年度(あ)第65号
申立ての概要	説明不十分で締結させられた金利スワップ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社には、金利上昇リスクを特段ヘッジするほどのニーズはなかったが、融資取引のあったB銀行との付き合いを考え、B銀行担当者に勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容及びリスク等について、十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の借入状況を確認した上で、金利上昇リスクのヘッジを目的として本件契約を提案し、締結に至った。 ・当行担当者は、A社に対し、所定の資料を用いて、本件契約の内容及びリスク等について十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断して

	いる。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年12月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以 上